

益田広域消防本部新庁舎の一般内覧会を開催します

令和元年度から建設を進めてきた益田広域消防本部の新庁舎が令和6年5月に完成し、このたび、竣工式を迎えることとなりました。

圏域住民の皆さんに広く施設を見学していただくため、一般内覧会を下記のとおり開催します。
多くの皆様のご来場をお待ちしています。

日時 6月16日(日) 13:00～16:00

場所 久城町300番地5 (旧益田工業高等学校跡地)

【問い合わせ先】
益田広域消防本部 総務課
☎ 31-0220



緊急時駆けつけサービス利用に係る費用を助成します

市では、日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者の方に対して、益田市と協定を締結している民間の警備会社（以下「警備会社」）が実施する緊急時駆けつけサービスを利用する際の装置導入費用の一部を助成します。

緊急時駆けつけサービスとは

急に体調が悪くなった時などの緊急時に通報ボタンを押すと、警備会社の監視センターに繋がるシステムです。必要に応じて警備員が駆けつけ、救急車の要請や家族への連絡等を行います。また、装置によっては定期的な安否確認や相談機能を搭載しているものもあります。

■対象者 次の要件を全て満たす方

- (1) 市内に住所を有すること
- (2) 日常生活において不安があり、常に見守りを必要とすること
- (3) 年齢が65歳以上であること
- (4) 同一世帯に介護のできる者がいない、または長時間不在になること
- (5) 同一世帯に属する者について、市税等の滞納がないこと

※市の安心見守りネットワーク事業（サスケ）との併用はできません。

■助成額 警備会社が提供する緊急時駆けつけサービス装置導入費用（上限20,000円）

※月額利用料等は補助対象となりません。

■申請方法 補助金交付申請書に警備会社が発行する見積書を添えて、高齢者福祉課へ申請してください。

※申請前に導入されたものは助成対象外となります。必ず警備会社と契約する前に申請してください。

■助成対象警備会社 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第6項に規定する機械警備業を営む警備会社

ALSOK山陰(株)
中吉田町1085番地7
☎ 22-5443

セコム山陰(株)
乙吉町イ96番地5
☎ 23-4724

北陽警備保障(株)
あけぼの東町2番地1
☎ 23-3571



詳しくは、市ホームページ
をご覧ください。



緊急時駆けつけ
サービス



※費用やサービス内容等は各社に問い合わせください。

※警備会社によっては、お住まいの地域での対応ができない場合がありますのでご了承ください。

【問い合わせ先】市高齢者福祉課 ☎ 31-0235